

# 全国健康福祉祭（ねんりんピック）弓道交流大会 選手派遣規則

(根拠)

第1条 この規則は、全国健康福祉祭（ねんりんピック）の規定に従い、石川県弓道連盟としての従来慣習に基づくものである。

(目的)

第2条 ねんりんピック交流大会への、石川県代表としての選手団の選出と、全国の弓友との交流を深めるという目的に添った人員を選出することにある。

(選考委員および評決)

第3条

1、選手の選考役員は下記の者とし、5名以上の出席とする。

- ①石川県弓道連盟会長 ②石川県弓道連盟副会長 ③石川県弓道連盟理事長
- ④ゆうゆうクラブ4役（会長・副会長・事務長・会計）
- ⑤ゆうゆうクラブ監事

2、評決 出席選考委員の過半数とする。

(派遣選手の資格・構成)

第4条

1、監督および派遣選手は石川県弓道連盟の会員とする。

2、監督および派遣選手は60歳以上（当年度4月1日以前に生まれた人）とする。

3、チーム構成は次の通りとする。

監督	1名
選手	5名（女性1名以上・70歳以上1名以上[男女問わず]）
交替選手	2名以内（女性1名・男子1名[70歳以上が好ましい]）
合計	8名以内

但し、監督は選手・交代選手を兼任することができる

4、選手および交替選手2年連続の出場は出来ない。

(選考の基準)

第5条

1、選手5名はゆーりんピック石川弓道交流大会の成績を考慮とする。

2、交替選手はゆーりんピック弓道交流大会の成績とゆうゆうクラブの発展に功績のあった者から推薦される。

3、監督は石川県選手団に相応しい者を推薦する。

(引率)

第6条 派遣選手団を引率する者1名を選考する。

ただし、引率者は監督、選手、交替選手を兼ねることもできる。

(付則)

平成16年4月	選考基準作成 即日実施
平成23年3月30日	一部改正 即日実施
平成23年4月13日	一部改正 即日実施
平成24年5月8日	一部改正 即日実施
平成25年3月5日	全面改正 即日実施